



間、第三条第二項の規定にかかわらず、意見を付して中央更生保護審査会にその上申をしなればならない。

**第十九条** 大正元年司法省令第三号恩赦令施行規則は、これを廃止する。

**附 則**（昭和二十四年七月一日法務府令第二十九号）

1 この府令は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 この府令施行前になされた特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の申出でこの府令施行の際まだ特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の決定のないものは、従前の第十条の規定により理由のない旨の通知の発せられたものを除いては、第一条の二又は第三条の規定による上申とみなす。

**附 則**（昭和二十七年八月一日法務省令第七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行前に、この省令による改正前の恩赦法施行規則の規定によつてした上申、出願その他の手続は、この省令による改正後の恩赦法施行規則の規定によつてしたものとみなす。

**附 則**（昭和三十四年四月一〇日法務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一三年三月三〇日法務省令第四二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一七年二月二四日法務省令第一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

**附 則**（平成一八年五月二三日法務省令第五九号）

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日から施行する。